

平成28年5月19日

## 名古屋高裁の概況説明メモ

### 第1 はじめに

#### 1 管轄区域

名古屋高等裁判所本庁：東海三県（愛知，三重，岐阜）

金沢支部：北陸三県（福井，石川，富山）

（注）管轄区域の面積（平成26年10月1日現在）

3万4,192.27km<sup>2</sup>（日本全土の約9%）

東海三県 2万1,568.08km<sup>2</sup>（約63%）

北陸三県 1万2,624.19km<sup>2</sup>（約37%）

#### 2 管内人口（平成27年1月1日現在）

1,448万6,632人

（日本の総人口1億2,822万6,483人の約11.3%）

本 庁：1,143万7,654人（約79%）

金沢支部：304万8,978人（約21%）

#### 【管内各県の人口】

愛知県：748万9,946人（うち名古屋市：226万0,440人）

三重県：186万0,113人

岐阜県：208万7,595人

福井県：80万3,505人

石川県：115万9,763人

富山県：108万5,710人

#### 3 管内裁判官及び一般職の状況（平成28年4月1日現在）

・管内裁判官数：304人（全国の約8.0%）

高裁，地裁，家裁：240人

簡 裁：64人

・管内職員数：1,879人（全国の約8.6%）

（注1）管内の弁護士任官者

金久保茂（50期）名古屋高裁

・平成28年任官（東京弁護士会）

山本健一（51期）名古屋地裁

・平成25年任官（第二東京弁護士会）

（注2）法科大学院への派遣裁判官

派遣先：名古屋大学（2人），愛知大学（1人）

（注3）名古屋高裁管内の弁護士数（平成28年4月1日現在）

管内全体：2,618人（全国3万7,722人中6.9%）

愛知県弁護士会：1,860人

北陸三県：382人

#### 4 管内の特色について

- (1) 東海地方は，比較的穏やかな気候で，愛知県から岐阜県南部，三重県北部にまたがる中京工業地帯に人口が集中し，重化学や自動車工業，航空宇宙産業等の産業が発達している。

当庁の所在する中部地方最大の都市である名古屋市は，尾張徳川家の城下町として発展し，戦後の都市計画で造った広い道路が縦横に走っており，100メートル道路と呼ばれる幅員100メートルの広い道路は，名古屋市の自慢にもなっている。

また，平成17年3月から9月まで愛知県愛知郡長久手町（現長久手市）で愛地球博が開催され，これにあわせて同県常滑港に中部国際空港（セントレア）が開港し，これらの事業に伴い東海環状自動車道，伊勢湾岸自動車道が開通し，名古屋高速，東名・名神高速道路とも接続したことから道路イン

フラの整備が大変進んだ地域である。

さらに、平成22年10月には、名古屋市で多様な生き物や生息環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するために結ばれた生物多様性条約で、10回目の締約国会議「COP10」が開催されたほか、平成28年5月26日から三重県志摩市において、第42回先進国首脳会議「伊勢志摩サミット」の開催が予定されているなど、国際的な重要会議の開催地にもなっている。

- (2) 北陸地方では、農業（コシヒカリは、福井県の農業試験場で開発されたもの）や漁業の第一次産業が盛んであり、また、九谷焼、輪島塗の漆器、富山の製菓、福井の羽二重等の伝統産業も有名であるが、近年はこれらに加えて工作機械、アルミ等の近代産業も発展し、いわゆる北陸工業地帯を形成している。

本庁の管轄区域である東海地域と金沢支部の管轄区域である北陸地域は、安定した交通量の確保と交流の活性化を目的として東海北陸自動車道が建設され、平成20年7月に全線が開通した。これにより太平洋側と日本海側の移動時間が短縮され、交流が活発となった。

また、平成27年3月14日には長野駅から富山駅及び金沢駅を結ぶ北陸新幹線が開業し、首都圏へのアクセスも向上している。

## 第2 名古屋高等裁判所の組織について

### 1 裁判官数

長官、事務局長を含め、総数34人（うち本庁28人、支部6人）である。

### 2 部の数

#### (1) 本庁

##### 民事部

4か部（第1部及び第4部は5人構成、第2部及び第3部は4人構成）

##### 刑事部

2か部（いずれも4人構成）

(2) 支部

支部長（民事裁判長），刑事裁判長（兼民事陪席）1人，民事兼刑事陪席4人

3 事務分配

本庁では，民事部，刑事部ともに，事件の種別にかかわらず，均等に分配しており，専門部・集中部制はとっていない。

第3 事件の動向について

1 民事事件について

(1) 新受件数

民事控訴事件の新受件数は，全国が平成13年（16,504件）を機に減少したのに対し，名古屋高裁では平成15年（1,594件）をピークに一旦減少に転じた。その後，過払金返還請求事件の増加に伴い，平成20年に全国（15,124件）及び名古屋高裁（1,377件）ともに増加に転じ，平成22年には全国（18,909件）が前年比22.9%増，名古屋高裁（1,787件）が前年比28.7%増となった。平成23年からは，全国，名古屋高裁ともに減少に転じ，平成26年は，全国（15,310件）が前年比約7.3%減に対し，名古屋高裁（1,416件）が前年比約3.7%増となった。しかし，平成27年は，全国（15,066件）は前年比約1.6%減，名古屋高裁はそれより多く前年比約10.5%減であり，全国，名古屋高裁ともに減少した。

なお，平成27年において，行政訴訟事件（行政控訴及び行政再審）は86件（前年115件），労働関係民事控訴事件は60件（前年79件），知的財産権関係民事控訴事件は3件（前年6件）であった。

平成27年の民事控訴事件についてみると，新受件数1,267件のうち，本庁分（1,073件）は約85%，支部分（194件）は約15%であり，

本庁では、民事部1か部につき1か月当たり約22件が、支部では、1か月当たり約16件が、新件として配てんされた計算になる。

【名古屋高裁の新受件数の全国の新受件数の総数に占める割合】

(平成27年)

・民事控訴事件	8.4%
うち労働関係民事控訴事件	9.9%
うち知的財産権関係民事控訴事件	1.8%
・行政控訴事件	8.9%

【管内全地裁の新受件数の全国の新受件数に占める割合】

・民事通常訴訟事件 (ワ号)	12,781件	(8.9%)
・不動産執行事件 (ヌ号, ケ号)	2,616件	(10.3%)
・破産事件 (フ号)	5,694件	(8.0%)

(2) 処理状況

平成17年以降をみると、民事控訴事件の既済件数は、平成19年、平成20年及び平成22年は新受件数を下回ったが、平成17年及び平成18年、平成21年及び平成23年から平成27年までは新受件数を上回っている。未済件数は、平成19年は前年比2.7%増(612件)、平成20年は前年比1.8%増(623件)となり、一旦、平成21年には前年比5.1%減(591件)となったが、平成22年は再び前年比29.9%増(768件)となった。その後、平成23年は前年比5%減(729件)、平成24年は前年比8%減(671件)、平成25年は前年比11.1%減(596件)、平成26年は前年比3.2%減(577件)と減少を続け、平成27年は前年比16.3%減(483件)となり、過去10年間で最も少なくなった。

なお、平成27年末において、5年超の長期未済事件は3件であった。

また、平成27年の未済事件の平均審理期間は6.5月であり、全国平均

は5. 9月であった。

民事控訴事件の既済内訳を見ると、平成27年においては、既済全体（1,361件）のうち、判決は826件（60.7%、全国平均57.2%）、和解は399件（29.3%、全国平均31.6%）であり、判決の割合は全国平均を上回り、和解は全国平均を下回った。

(3) 大型事件（過去5年間(H23.1.1～H27.12.31)の新受件数の累計（概数））

1,000丁以上（～2,999丁）の事件

民事控訴事件 607件

行政控訴事件 54件

3,000丁以上の事件

民事控訴事件 61件

行政控訴事件 12件

2 刑事事件について

(1) 新受人員

刑事事件の新受人員は、全国的に平成6年以降大幅な増加を続けていたが、平成18年からは、減少に転じた。当庁においては、平成18年はほぼ横這いで平成19年から大きく減少に転じた。平成21年については前年比14%の増加（738件）をしたが、平成22年からは減少に転じ、前年比6%減（697件）、平成23年は前年比8.5%減（638件）となり、平成20年の事件数とほぼ同じとなった。そして、平成24年は、前年比6%減（600件）、平成25年は前年比11.5%減（531件）となり、さらに減少傾向が続いた。しかし、平成26年度は前年比4.5%増（555件）と増加に転じ、平成27年度は前年比11.5%増（619件）と増加している。

なお、平成28年の新受人員数は、3月31日現在で158人であり、前年同期（153人）に比べ増加している。

## (2) 処理状況

### ア 未済人員

刑事事件の未済人員は、平成21年、平成22年とも154人と同数、平成23年には137人となり、平成18年のピーク時の227人に比べ39.6%減となった。平成24年は、前年比5%減の130人、平成25年は前年比16.1%減の109人となったが、平成26年は前年比22%増の133人と増加し、平成27年度は前年比15%増の153人と増加した。

なお、平成28年3月31日現在の未済人員は、138人である。

### イ 長期係属人員数

平成28年3月31日時点において、係属後2年を超える長期係属人員数は、本庁はゼロであり、金沢支部は2人（                    により公判停止中のもの及び                    により公判停止中のもの）である。

### ウ 破棄率

平成18年以降の破棄率の推移は次のとおりである。

#### 【破棄率（破棄総数／既済累計（％））】

平成18年	約16.1%	（全国平均約15.9%）
平成19年	約15.3%	（全国平均約14.1%）
平成20年	約13.1%	（全国平均約12.9%）
平成21年	約11.7%	（全国平均約11.4%）
平成22年	約8.8%	（全国平均約10.9%）
平成23年	約7.9%	（全国平均約9.8%）
平成24年	約4.9%	（全国平均約8.8%）
平成25年	約7.4%	（全国平均約9.3%）
平成26年	約5.8%	（全国平均約9.5%）
平成27年	約9.5%	（全国平均約9.7%）

平成28年 約 8.1% (全国平均 9.6%)

※ (平成28年は2月29日現在)

### (3) 管内の裁判員裁判の現状

制度開始から約6年10か月経過後である平成28年3月31日までの間における管内の裁判員裁判対象事件の新受人員は1,113人であり、その内1,026人が既済となっている。

高裁管内の裁判員裁判対象事件の新受人員累計の推移を見ると、平成22年179人、平成23年は211人と約18%増加したのをピークに、平成24年は173人と前年比18%減少し、平成25年は130人と前年比24%減少していた。しかし、平成26年は140人と前年比約8%増加したものの、平成27年は140人と前年と同数である。

なお、平成28年は、3月31日現在で15人と前年の3月31日現在が43人であることを踏まえると減少する傾向にある。

## 第4 事件処理態勢等について

### 1 民事関係

#### (1) 本庁民事部における事務打合せ会

長官、事務局長、民事部裁判官、首席書記官、次席書記官、訟廷管理官及び主任書記官により、月1回の割合で民事部会を開催し、事務処理態勢の確認、当面する問題点や事務改善方策等の協議などを行っている。

#### (2) 支部における事務打合せ会

支部においても、民事部裁判官、訟廷管理官、主任書記官、立会書記官及び立会事務官により、月1回の割合で民事部会を開催し、事務処理態勢の確認、当面する問題点や事務改善方策等の協議などを行っている。

### 2 刑事関係

#### (1) 本庁刑事部における事務打合せ会等

長官、事務局長、刑事部裁判官、首席書記官、次席書記官、訟廷管理官及

び主任書記官により、2か月に1回程度刑事部会を開催し、事務処理態勢や当面する問題点の改善に関する協議を行っている。

(2) 支部における事務打合せ会

支部においても、刑事部裁判官、上席主任書記官、訟廷管理官、立会書記官及び立会事務官により、月1回の割合で刑事部会を開催し、事務処理上の問題点を検討し、事務処理に役立てている。

(3) 本庁刑事部裁判官と支部刑事部裁判官との情報交換

3か月に1回程度、金沢支部裁判官が本庁に来庁し、長官、局長、刑事部裁判官と、刑事控訴事件及び抗告事件の処理に関する諸問題並びに管内地家裁における事件処理状況に諸問題等について意見交換し、本庁と支部との情報の共有及び連携を図っている。

3 地家裁との意見交換

(1) 民事関係

高裁（本庁）と名古屋地家裁（本庁、支部）の民事・家事関係の裁判官により、年1回開催される3庁協議会において、裁判官の事件処理の在り方等について、率直な意見交換を行っている。

(2) 刑事関係

高裁（本庁）と名古屋地裁刑事部（本庁、支部）、名古屋家裁少年部（本庁・支部）及び名古屋簡裁の各裁判官を参加者として年1回開催される4庁協議会において、裁判官の事件処理の在り方について、意見交換を行っている。

(3) (1)及び(2)を除く管内地家裁

本庁及び支部の裁判官が、各管内裁判所に年1回赴き、一審裁判官と意見交換を行っている。

4 その他

逐語録の作成については、本庁では、民事部に速記官2人が配置されており

(刑事部には名古屋地裁から速記官が派遣されている)、速記方式と録音反訳方式を併用している。金沢支部では、速記官の配置はなく、録音反訳方式のみを利用している。

## 第5 営繕関係

### 1 名古屋高等・地方裁判所合同庁舎

- (1) 同庁舎は、鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階・地上12階・塔屋3階建ての建物であり、昭和54年3月に竣工した(なお、旧庁舎は旧名古屋控訴院の庁舎であり、国の重要文化財に指定され、保存のための修理が行われた後、現在は「名古屋市市政資料館」として名古屋市が管理している。)
- (2) 平成15年2月に、後述の名古屋地方裁判所執行部・名古屋簡易裁判所交通部合同庁舎(執行センター)が竣工し、民事執行関係部門が同庁舎に移転したことに伴い全面的な模様替工事及び耐震改修工事を実施した。その後、裁判員制度への対応等のため、裁判員裁判用法廷9室(うち1室は大法廷傍聴席の再改修)、評議室7室、質問手続室4室、裁判員候補者待機室2室(移動間仕切りにより4室として使用可能)の整備を含む大規模な模様替工事を、平成21年3月までに実施した。

### 2 名古屋家庭・簡易裁判所合同庁舎

- (1) 同庁舎は、鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上7階・塔屋1階建ての建物であり、平成5年3月に竣工した。同庁舎は、総合受付案内の設置、家事受付センター及び簡裁民事受付センターのオープン化の特色を有している。
- (2) 平成15年度に、増大する後見関係事件を集中的に処理する組織として「後見センター」を設け、また、平成19年12月に、後述の名古屋簡易裁判所別館が竣工し、簡裁調停部が同別館へ移転したことに伴い、2階部分に名古屋高等・地方裁判所合同庁舎から簡裁刑事部を移転させるとともに、執務室の狭隘解消、法廷等の事件関係室の増設のための改修工事を実施し、平成20年6月に竣工した。

(3) 平成25年度に、建物及び諸設備の経年による物理的劣化や、家事事件関係室等の不足及び執務室の狭隘化などの社会的劣化を解消するため、内部改修工事を実施し、同時にエレベーター改修工事も実施した。

### 3 名古屋地方裁判所執行部・名古屋簡易裁判所交通部合同庁舎(執行センター)

(1) 同庁舎は、鉄骨造地下1階地上5階建ての建物であり、平成15年2月に竣工した。これは、事件数及び職員数の増加に伴う裁判関係各室の不足並びに狭隘化や、昭和39年に建築された旧名古屋簡易裁判所交通部庁舎(名古屋市西区所在)の老朽化に対応するため整備され、その建物は柱と柱との間を広くとることによる大空間を実現したところに主な特色がある。

(2) 同庁舎には、名古屋地方裁判所民事第2部(競売、破産、債権執行、保全・非訟の各係)、民事訟廷事務室分室、事務局出納課分室、執行官室及び名古屋簡易裁判所交通部が配置されている。

### 4 名古屋簡易裁判所別館

同庁舎は、鉄筋コンクリート造3階建ての建物であり、平成19年12月に竣工した。

同庁舎は、裁判員制度導入に伴う庁舎整備の一環として整備され、名古屋簡易裁判所調停部門及び名古屋第一・第二検察審査会が配置されている。

### 5 名古屋高等裁判所金沢支部、金沢地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎

名古屋高等裁判所金沢支部が配置されている同庁舎は、金沢城公園東側に位置し、鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上3階建ての建物で、平成25年3月に竣工し、同月25日から同庁舎において執務を開始した(外構部分は平成26年3月完成)。同庁舎は、近隣の兼六園や金沢城公園と景観上の調和を図りつつ、開放感のあるガラス張りにすることで、開かれた裁判所をイメージしたものとなっている。